

総合評価一般競争入札についての Q&A

令和 6 年 4 月 1 日改訂版

1. 総合評価全般について

Q1-1 総合評価とはどのような入札のことですか。

A1-1 総合評価落札方式とは、工事の発注にあたり、入札参加者に技術提案等を求めるなど、価格以外に入札参加者の能力を総合的に審査・評価し、その結果をもって契約の相手方を決定する入札のことです。

Q1-2 特別簡易型とは何ですか。(R4.4.1 修正)

A1-2 技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、同種工事の経験、工事成績等に基づき、技術力及び価格を総合的に評価する総合評価一般競争入札のことをいいます。なお、令和 4 年度より、許容価格 1 億円以上 1 億 5 千万円未満の場合は、特別簡易育成型として、同種工事の経験を除いた技術力及び価格を総合的に評価しています。

Q1-3 技術評価点は、どのようにして算出するのですか。(R4.4.1 修正)

A1-3 技術評価点は、応札者に付与される標準点(100点)に、入札参加者から提出された技術資料等により算定される加算点を加えたものになります。ただし、低入札価格調査基準価格未満で応札した場合の標準点は 75 点となります。

Q1-4 総合評価の自己採点と入札価格だけで落札者が決まりますか。

A1-4 総合評価の自己採点と入札価格で確認対象者が決まりますが、入札参加資格や技術資料等で評価項目をこれまでと同様に審査・確認を行った後に、落札者を決定します。

Q1-5 総合評価点の最も高い者が複数いる場合はどうなりますか。

A1-5 総合評価点が同一の入札者が複数いる場合は、入札額の低い順に順位を付します。また、入札額も同じであれば、入札時に登録したくじ番号と、入札書の電子入札システムサーバー受信時刻の到着ミリ秒により順位を決定します。

Q1-6 技術資料等の確認後、総合評価点の最も高い者が低入札価格調査基準価格未満だった場合はどうなりますか。

A1-6 技術資料等の提出と合わせて、低入札価格で応札した理由書、下請け等からの見積書の写し等の書類の提出をしていただき、履行可能かどうか審査します。

2. 自己採点方式について

Q2-1 自己採点方式になって電子入札は変わるのですか。

A2-1 自己採点方式になっても、電子入札システムの入力方法は変わりません。今までと同じように、入札額及びくじ番号の入力と、入札価格内訳書の添付をしていただきます。

Q2-2 自己採点表を電子入札システムで送信することはできないのですか。(R4.4.1 修正)

A2-2 令和4年度より、自己採点表を電子入札システムで送信できるようになりました。

Q2-3 総合評価点が2位以下の採点はどうなりますか。

A2-3 自己採点方式では、原則、総合評価点2位以下の入札者の審査を行いません。2位以下の総合評価点は、入札者が提出した自己採点を基に算出されたものの公表となります。

Q2-4 審査の結果、確認対象者の総合評価点に変動があった場合は、どうなりますか。

A2-4 審査の結果、確認対象者の総合評価点に変動があっても、順位が1位であれば、そのまま落札候補者となります。また、確認対象者の総合評価点に変動があり、順位が1位でなくなれば、次に1位となった入札者を確認対象者として、技術資料等の提出を受け、改めて審査を行います。

Q2-5 総合評価の自己採点は高めに申請した方が有利となりますか。

A2-5 自己採点が過大評価であっても、技術資料等の提出を受けて審査をするので、有利になることはありません。

Q2-6 特別簡易型の技術資料等はどのように提出するのですか。

A2-6 提出方法は、持参のみとなります。

Q2-7 特別簡易型の技術資料等の再提出はできますか。

A2-7 提出期間内での再提出、差し替え等は可能ですが、提出期限を過ぎての再提出等は、できません。

Q2-8 特別簡易型の技術資料について、企業の施工実績と配置予定技術者の施工経験が同一工事である場合、添付書類は1部のみで構いませんか。(R2.7.13 追加)

A2-8 同一工事であっても、添付書類はそれぞれ作成してください。

Q2-9 特別簡易型において自己採点表の提出がない場合は、どうなりますか。

A2-9 無効となります。

Q2-10 共同企業体を結成して入札に参加する場合、自己採点はどのように計算したらいいですか。(R2.7.13 追加)

A2-10 「①企業の施工実績」と「②配置予定技術者の能力」については、第1構成員のみを対象とし、算出してください。「③企業の体制等」については、配点を各構成員の出資比率に応じて按分し、算定してください。

(例 2JVの場合)

A社(出資比率70%)、B社(出資比率30%)のJVで、ISO9000シリーズ認証取得が、A社が有、B社が無の場合

A社(配点×出資比率)+B社(配点×出資比率)

= (1×70/100) + (0×30/100)

=0.7+0

=0.7

得点は0.7点となります。

※公告文に添付している【特別簡易型における評価項目についての注意事項(JV用)】も参照してください。

Q2-11 自己採点表の採点が間違っていたら、失格となりますか。

A2-11 失格とはなりません。審査の結果、自己採点表に誤りがあった場合でも総合評価点が1位の入札者の変更がない場合は、順位1位の入札者を落札候補者とします。

Q2-12 自己採点が過小評価の場合(自己採点が市の採点より低かった場合)は、どうなりますか。

A2-12 自己採点による得点を評価結果とします。

Q2-13 自己採点が過大評価の場合(自己採点が市の採点より高かった場合)は、どうなりますか。

A2-13 市の採点による得点を評価結果とします。

Q2-14 自己採点表の自己採点の欄を空白で提出した場合はどうなりますか。(R2.4.8 修正)

A2-14 無効にはなりませんが、空白となっている項目は配点上の最低点になります。

Q2-15 自己採点表の配点と合致しない自己採点で提出した場合にはどうなりますか。(R2.4.8 追加)

A2-15 無効にはなりませんが、配点と合致していない項目は配点上の最低点になります。

Q2-16 自己採点表の自己採点の欄を判読できない文字で提出した場合にはどうなりますか。(R2.4.8 追加)

A2-16 無効にはなりません、判読できない項目は配点上の最低点になります。

Q2-17 自己採点と市の採点に著しい乖離があった場合、ペナルティ等は課せられますか。(R2.1.31 追加)

A2-17 ペナルティ等を課すことはありません。

Q2-18 自己採点方式を導入することで、落札までの期間はどのくらい短くなりますか。(R2.1.31 追加)

A2-18 落札までの期間は、最短で1週間から10日程度短くなると想定しています。

Q2-19 自己採点における入札結果の公表は、落札者のみしか行われませんか。(R2.1.31 追加)

A2-19 すべての入札者の入札結果を公表します。その場合、「総合評価落札方式に関する評価調書」の中で、市が技術資料等により審査をした入札者と、市が審査していない入札者が区別できるように記載をします。

Q2-20 同日開札の複数の特別簡易型総合評価一般競争入札に入札したところ、全ての案件で低入札調査基準価格未満の額であった場合、落札決定はどのようになりますか。(R2.4.8 追加)

A2-20 許容価格が高い工事から順次開札していきます。先に開札した工事で、自己採点表と入札価格とで総合評価点を算出した結果、第一順位者(確認対象者)となった場合、それ以降に開札した工事に低入札調査基準価格未満の額で入札している場合は、失格となります。

ただし、先に開札した工事において市が技術資料を確認した結果、第一順位者(確認対象者)が入れ替わった場合、それ以降に開札した工事に低入札調査基準価格未満の額で入札していても、低入札調査基準価格未満の額で入札したことを理由に失格とはなりません。

また、先に開札した工事において市が技術資料を確認し第一順位者(確認対象者)となり、参加資格確認書類を確認した結果、失格となった場合は、それ以降に開札し低入札調査基準価格未満の額で入札した工事については、失格となります。

なお、このような場合においては、落札まで日数を要することがあります。

Q2-21 技術資料で複数の配置予定技術者調書を提出する予定です。自己採点表は2枚提出するのですか。(R5.3.16 追加)

A2-21 配置予定技術者の能力の各評価項目(以下、「各項目」という。)の得点が全て同じ者が複数いる場合に限り、複数の配置予定技術者調書を提出することが可能です。そ

のため、自己採点表は1枚のみになります。なお、岡山市で確認をした結果、各項目の得点に差があった場合は、各項目ごとに最も低い技術者の方の得点となります。

3. 評価項目について

Q3-1 同種工事施工実績は、岡山市発注の工事でないといけませんか。(R2.1.31 追加)

A3-1 岡山市発注の工事以外でも、公告時の要件を満足していることが確認できれば施工実績として認められます。

Q3-2 過去2年間で工事成績の評定点が分からない工事があるときは、どうしたらいいですか。

A3-2 岡山市情報公開条例に基づき、情報公開室か監理検査課に開示請求をしてください。

Q3-3 工事成績評定点の平均点はどのように算出されますか。

A3-3 工事成績評定点の小数点以下を含めて計算し、その結果算出された数字の小数点以下を切り捨てたものを平均点として評価をします。

Q3-4 工事成績評定点の対象となる工事に、教育委員会や水道局などの工事は含まれますか。(R2.1.31 追加)

A3-4 工事成績評定点の対象となるのは、岡山市契約課が発注する工事(教育委員会を含む)です。岡山市水道局などが発注する工事は、対象外となります。

Q3-5 配置予定技術者について、資格の取得後の年数は、どのように数えるのですか。

A3-5 開札日を基準とし、技術検定合格証明書等にある交付年月日を基に経験年数を数えます。再交付等で、合格年度と交付年月日の年が違う場合は、合格年度を基に経験年数を数えます。

Q3-6 配置予定技術者の手空きについての考え方は、どのようになっていますか。

A3-6 開札日の前日までに、すべての手持ちの工事が完成(検査合格)していることを条件としています。(ただし、本都市議会において可決しなければならない工事は除きます。)

Q3-7 配置予定技術者の経験として提出した工事において、工期途中で技術者等を交代している場合は、どのように評価されますか。

A3-7 同種工事の施工経験については、配置予定技術者が、主任技術者又は監理技術者として、評価基準に示した施工経験に該当する部分を施工したことが確認できる資料(実施工程表の写し等)が添付され、評価基準を満足していることが確認できれば、経験と認められます。

Q3-8 配置予定技術者の施工経験は、入札参加企業ではない前所属企業での経験も含めることができますか。

A3-8 前所属企業の経験を施工経験として認めることはできます。ただし、公告で求めている CORINS、契約書、平面図等の提出書類で確認ができない場合は、経験として認めることができません。

Q3-9 配置予定技術者の施工経験は、担当技術者として従事したものは認められますか。
(R2.4.8 追加)

A3-9 配置予定技術者には、主任技術者又は監理技術者として従事した施工経験を求めているため、担当技術者として従事したものは認められません。

Q3-10 配置予定技術者の施工経験は、現場代理人として従事したものは認められますか。
(R2.4.8 追加)

A3-10 配置予定技術者には、主任技術者又は監理技術者として従事した施工経験を求めているため、現場代理人として従事したものは認められません。

Q3-11 営業所における専任の技術者を、配置予定技術者としても構いませんか。

A3-11 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。このことから、岡山市では専任を要する工事に、営業所における専任の技術者を配置予定技術者とするとは認めていません。

Q3-12 優良工事施工業者表彰は、どういう状況で加点されますか。(R6.4.1 修正)

A3-12 令和6年度から、公告で示している期間において優良工事施工業者表彰を受けていれば、優遇措置の期間であるかどうかを問わず、その回数に応じて加点の対象となります。(同一年度に複数の表彰決定がなされた場合、当該年度の回数は1回。)ただし、優良工事施工業者表彰を受けた後から公告で示している開札日までに、3月以上の指名停止等の処分を受けるなど、優遇措置が終了になる事項に該当した場合は、加点の対象になりません。

また、令和元年度から令和5年度までの表彰者に対しては、経過措置を行い、それぞれ、次の経過措置期間中は1点の加点対象となります。なお、優良工事施工業者表彰を受けた後から公告で示している開札日までに、3月以上の指名停止等の処分を受けるなど、優遇措置が終了になる事項に該当した場合は、加点対象とならず、経過措置も終了となります。

令和5年度表彰者 令和10年度末まで
令和4年度表彰者 令和9年度末まで
令和3年度表彰者 令和8年度末まで
令和2年度表彰者 令和7年度末まで
令和元年度表彰者 令和6年度末まで

Q3-13 ISOの取得者とは、どのような者のことをいいますか。

A3-13 ISO認証取得者とは、(公財)日本適合性認定協会(JAB)によって認定・登録された審査登録機関から発行された有効期間内の登録証(認証状)を取得しているもの、又は国際認定機関フォーラム(IAF)相互承認グループに加盟している認定機関から審査登録機関として認定された機関発行の有効期間内の登録証(認証状)を取得している方のことです。ただし、付属書による認証取得者は除きます。

Q3-14 加点されるISOの認証の範囲は、どこまでですか。

A3-14 ISOの認証書に記載されている認定の範囲が、公告における工種を含んでいれば、加点の対象となります。

Q3-15 ISOの申請中のものは、加点の対象となりますか。

A3-15 ISO取得の加点は、開札日において認証書(登録証)が有効なものに限ります。そのため、申請中又は有効期限が切れているなど取得の事実が確認できない場合は、加点の対象となりません。

Q3-16 書類を提出する際にチェックリスト等はありませんか。(R4.4.1修正)

A3-16 公告文に以下の「提出書類等チェックリスト」を添付しておりますので、ご活用ください。

提出書類等チェックリスト		
●電子入札システム		
項目	チェック	確認事項
入札書	<input type="checkbox"/>	入札書の入札価格は、入札価格内訳書に記載された入札価格と同じ金額ですか
入札価格内訳書	<input type="checkbox"/>	対象工事の入札価格内訳書を使用していますか
	<input type="checkbox"/>	直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の合計及び工種・種別の計に記入漏れ、計算間違いはありませんか ※記入漏れ、計算間違いがあった場合は失格になります
自己採点表	<input type="checkbox"/>	自己採点表に入札者名を記入していますか
	<input type="checkbox"/>	対象工事の自己採点表を使用していますか ※工事名・評価基準等が異なる場合は、無効となる場合があります
	<input type="checkbox"/>	記入箇所(黄色の着色箇所)に空欄はありませんか ※空欄の項目は配点上の最低点になります
	<input type="checkbox"/>	自己採点表の点数は各項目の配点と合致していますか ※自己採点表の配点と合致していない項目は配点上の最低点になります